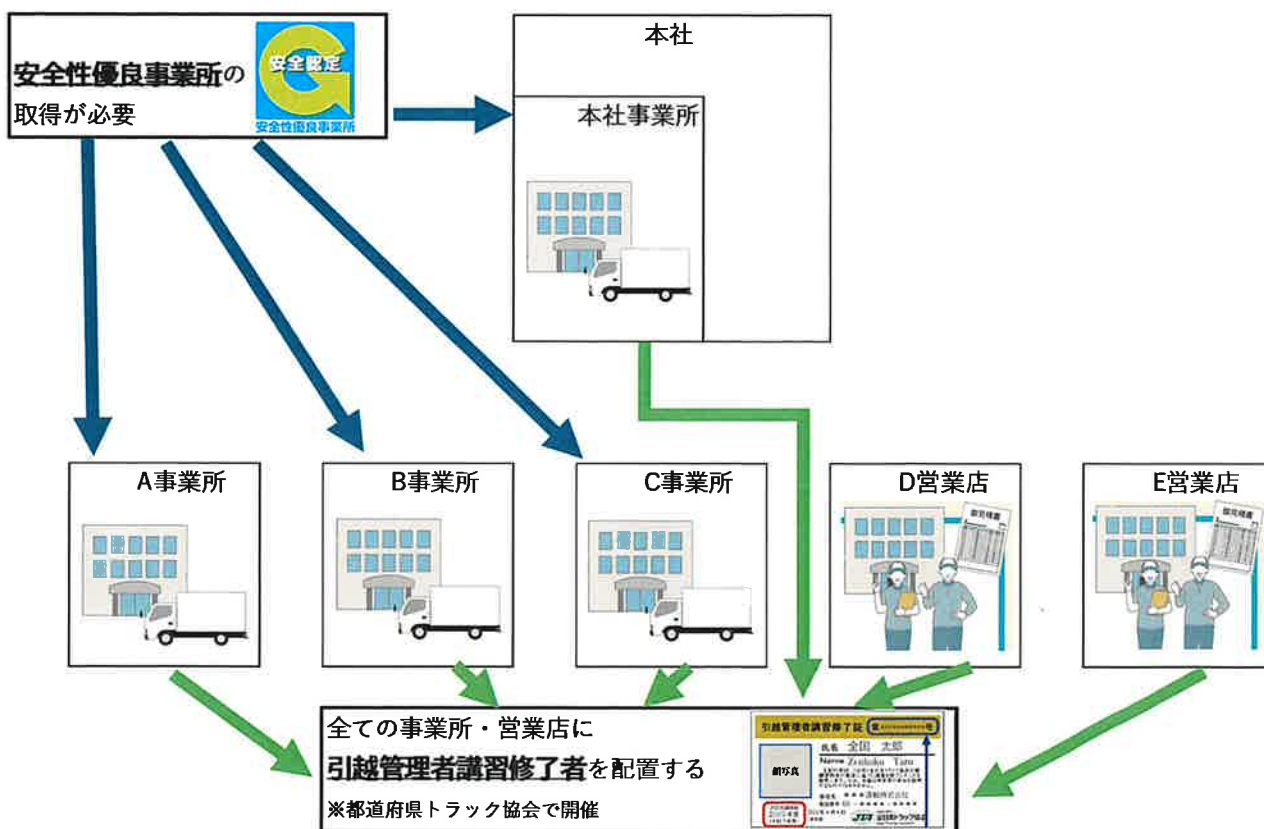


【引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）を取得するには】

引越事業者優良認定制度の認定を受けるには、下記の申請資格要件を満たす必要があります。

- (1) 引越に関わる全ての事業所・営業店に、過去3年以内に引越管理者講習を修了した者※が1名以上在籍していること。
- (2) 引越の実運送を行う全ての事業所が、「安全性優良事業所（Gマーク事業所）」であること、または別途定める「Gマーク事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準を満たしていること。
※別途定める「Gマーク事業所」に準ずる取扱いを行う審査基準についてはこちら
- (3) 引越事業者優良認定制度から、「申請の却下」「審査の中止」「認定の取消し」を受けた日から2年を経過していること。
- (4) 認定証、認定マーク及び認定ステッカーを不正利用した引越事業者等は、不正利用した認定証等の提出を受けた日から2年を経過していること。

引越事業者優良認定制度の認定を目指す事業者の皆様は、「事業所・営業店ごとに引越管理者講習の受講」と「安全性優良事業所の取得」をしてください。



『事業所』は、引越の実運送を行っている事業所（一般貨物自動車運送事業許可事業所）

『営業店』は、引越の実運送を行わず営業（下見や電話受付）作業（荷役・荷造り）などの営業を行う店所

○ 全ての事業所・営業店に引越管理者講習修了者の配置が必要

○ 引越の実運送を行っている全ての事業所に安全性優良事業所の取得が必要

引越は、引越安心マークの事業者で!!

引越安心マークを とりませんか?



引越安心マーク

引越安心マークは
4つの安心を提供する
引越事業者の証です



公益社団法人
全日本トラック協会

「引越安心マーク」の引越事業者を選ぶ

4つの安心

1

引越の約束事である
「標準引越運送約款」を
守ります。

2

苦情等への対応窓口である
「お客様対応責任者」を
設けています。

3

引越管理者講習の
修了者を全ての事業所に
配置しています。

4

引越に係る法律
(消費者契約法や個人情報
保護法など)を守ります。

「引越安心マーク」
の詳細はこちら



【問合せ先】

〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
(公社) 全日本トラック協会 引越安心マーク事務局
電話: 03-3354-1038 FAX: 03-3354-1019